

# 人工種苗生産技術による水産養殖産品についての 小分け業者等の認証の技術的基準

## 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う人工種苗生産技術による水産養殖産品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 0005** 人工種苗生産技術による水産養殖産品

## 3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JAS 0005**による。

### 3.1

#### 加工・流通業者

**JAS 0005** の **4.1** 及び **4.5** に従って加工品に加工又は食用に供する養殖魚若しくは加工品を小分けする者

## 4 小分けの実施方法

### 4.1 小分け責任者の職務

**4.4 b)**に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- 小分けに関する計画の立案及び推進
- 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
- 従業員に対する教育訓練
- 地域住民、利害関係者等との対話の推進
- 小分け工程に生じた異常等に関する処置又は指導

### 4.2 内部規程

#### 4.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- 生産履歴の管理及び追跡に関する事項
- 人工種苗生産技術による水産養殖産品（食用に供する養殖魚又は加工品に限る。以下同じ。）の受入れ及び保管に関する事項
- 小分け前の人工種苗生産技術による水産養殖産品の格付の表示の確認に関する事項

- d) 小分けの方法に関する事項
- e) 小分けをする人工種苗生産技術による水産養殖産品の区分管理に関する事項
- f) 小分けに使用する機械及び器具に関する事項
- g) 苦情処理に関する事項
- h) 内部監査に関する事項
- i) マネジメントレビューに関する事項
- j) 改善に関する事項
- k) 小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項
- l) 小分けの実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

#### 4.2.2 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知しなければならない。

#### 4.2.3 内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

### 4.3 記録等の保存

**4.3.1** 小分けに係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、養殖魚又は加工品を出荷してから少なくとも3年間保存しなければならない。

**4.3.2** **4.2.1** の g)~j) の記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存しなければならない。

### 4.4 小分けを担当する者の能力及び人数

小分け担当者及び小分け責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **小分け担当者** 小分け担当者として、人工種苗生産技術による水産養殖産品の小分けに関する知識を有する者が一人以上置かれていなければならない。
- b) **小分け責任者** 小分け責任者として、小分け担当者の中から一人選任されていなければならない。

## 5 格付の表示を付する組織及び実施方法

### 5.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

### 5.2 格付表示規程の整備

次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 格付の表示に関する事項
- b) 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- c) 出荷後に **JAS 0005** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- d) 苦情処理に関する事項
- e) 内部監査に関する事項

- f) マネジメントレビューに関する事項
- g) 改善に関する事項
- h) 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
- i) 格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

### 5.3 格付の表示の実施方法

**5.3.1** 格付表示規程に基づいて格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められなければならない。

**5.3.2** 人工種苗生産技術による水産養殖産品を出荷した後に、**JAS 0005** に適合しないことが確実となる事由として、当該荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能な状態でなくなることが生じた場合は、当該荷口を受け渡した加工・流通業者へ当該事由を伝達し、当該荷口の格付の表示が適切に除去し、又は抹消されることが確実に認められなければならない。

### 5.4 格付の表示を担当する者の能力及び人数

格付の表示を担当する者として、人工種苗生産技術による水産養殖産品の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有する者が一人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成30年12月28日農林水産省告示第2819号

最終改正 令和6年11月25日農林水産省告示第2161号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年11月25日農林水産省告示第2161号  
令和6年12月25日から施行する。